

固定資産税に対する「わがまち特例」一覧(刈谷市)

地方税法		刈谷市税条例		内容	特例割合	期限
第 349 条の 3	27 項	第 57 条の 3	1 項	家庭的保育事業	1/2	—
第 349 条の 3	28 項	第 57 条の 3	2 項	居宅訪問型保育事業	1/2	—
第 349 条の 3	29 項	第 57 条の 3	3 項	事業所内保育事業	1/2	—
附則第 15 条	2 項 1 号	附則第 10 条の 2	1 項	公共の危害防止設備等(汚水)	1/2	R8.3.31
附則第 15 条	2 項 5 号	附則第 10 条の 2	2 項	公共の危害防止設備等(下水除害)	4/5	R8.3.31
附則第 15 条	21 項	附則第 10 条の 2	3 項	津波対策に資する港湾施設等	1/2	R10.3.31
附則第 15 条	22 項 1 号	附則第 10 条の 2	4 項	津波防災地域づくり法の指定避難施設	2/3	R9.3.31
附則第 15 条	22 項 2 号	附則第 10 条の 2	5 項	津波防災地域づくり法の協定避難施設	1/2	R9.3.31
附則第 15 条	22 項 3 号	附則第 10 条の 2	6 項	津波防災地域づくり法の協定避難施設	1/2	R9.3.31
附則第 15 条	23 項 1 号	附則第 10 条の 2	7 項	津波避難施設等	2/3	R9.3.31
附則第 15 条	23 項 2 号	附則第 10 条の 2	8 項	津波避難施設等	1/2	R9.3.31
附則第 15 条	25 項 1 号イ	附則第 10 条の 2	9 項	太陽光 1,000kw 未満	2/3	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 1 号ロ	附則第 10 条の 2	10 項	風力 20kw 以上	2/3	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 1 号ハ	附則第 10 条の 2	11 項	地熱 1,000kw 未満	2/3	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 1 号ニ	附則第 10 条の 2	12 項	バイオマス 10,000kw 以上 20,000kw 未満	2/3	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 2 号	附則第 10 条の 2	13 項	特定バイオマス(10,000kw 以上 20,000kw 未満で木竹由来のもの又は農業残渣を電気に変換するもの)	6/7	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 3 号イ	附則第 10 条の 2	14 項	太陽光 1,000kw 以上	3/4	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 3 号ロ	附則第 10 条の 2	15 項	風力 20kw 未満	3/4	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 3 号ハ	附則第 10 条の 2	16 項	水力 5,000kw 以上	3/4	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 4 号イ	附則第 10 条の 2	17 項	水力 5,000kw 未満	1/2	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 4 号ロ	附則第 10 条の 2	18 項	地熱 1,000kw 以上	1/2	R8.3.31
附則第 15 条	25 項 4 号ハ	附則第 10 条の 2	19 項	バイオマス 10,000kw 未満	1/2	R8.3.31
附則第 15 条	28 項	附則第 10 条の 2	20 項	浸水防止用設備	2/3	R8.3.31
附則第 15 条	32 項	附則第 10 条の 2	21 項	市民緑地	2/3	R7.3.31
附則第 15 条	37 項	附則第 10 条の 2	22 項	浸水被害軽減地区	2/3	R8.3.31
附則第 15 条	38 項	附則第 10 条の 2	23 項	一体型滞在快適性等向上事業	1/2	R8.3.31
附則第 15 条	41 項	附則第 10 条の 2	24 項	雨水貯留浸透施設	1/3	R9.3.31
附則第 15 条	42 項	附則第 10 条の 2	25 項	貯留機能保全区域	3/4	R7.3.31
附則第 15 条の 8	2 項	附則第 10 条の 2	26 項	サービス付き高齢者向け住宅	2/3	R7.3.31
附則第 15 条の 9 の 3	1 項	附則第 10 条の 2	27 項	大規模の修繕等が行われたマンション	1/3	R7.3.31

令和 6 年 4 月 15 日時点